

■「フレッツ光」サービスの提供開始日と地域

サービス提供開始日	NTT交換局	主な提供地域（大字等）
現在サービスが提供されている地域	六 郷	六郷、鑓田、野中、六郷東根の一部、畑屋、羽貫谷地、安城寺、中野、金沢東根の一部
平成23年10月3日	六 郷	六郷東根、金沢東根、六郷の一部
平成23年11月1日	千 畑	土崎、小荒川、千屋の一部、本堂城回の一部
平成24年1月6日	金 沢	野荒町、金沢の一部
	飯 詰	飯詰局管内の全域（飯詰、金沢西根、上深井、境田、佐野、） 天神堂、野荒町、南町、六郷の一部）
平成24年3月1日	後三年	後三年局管内の全域（飯詰、金沢西根）
	千 畑	黒沢、千屋、浪花、本堂城回、土崎の一部、中野の一部
	金 沢	金沢の一部

※サービスの事前受付開始日は地区によって異なります。詳細についてはNTT東日本秋田 県南支店までお問い合わせください。

「フレッツ光」サービス  
美郷町全域へ拡大！  
広報美郷9月号でもお知らせしたとおり、NTT東日本による光ブロードバンドサービス「フレッツ光」の提供地域が順次拡大しています。

光ブロードバンドサービスとは

光ブロードバンドサービスとは、既存の電話回線とは別に光ファイバーケーブルを引き込むことで利用できるインターネット接続方法です。  
近年、インターネットは仕事や家庭、学校などの様々な環境で利用されており、テレビや新聞に並ぶ主要メディアの一つとなっています。  
インターネット上では文字情報に加え、映像・音声サービスなど大容量の情報、いわゆる「重たい」情報も送信するため、ストレスなく快適な環境で操作するためには高速回線が必要になります。  
現在、美郷町内で多く利用されているADSLサービスでは電話回線を利用しているため、電話交換局から遠くなるにつれて通信速度も低下しますが、光ブロードバンドサービスでは、電話交換局からの距離に関係なく安定した高速通信が可能です。

光ブロードバンドサービス説明会を開催します

次の日程で説明会を開催します。光ブロードバンドサービスに関する疑問・質問に対して個別にご説明しますので、お気軽にご利用ください。

【体験・相談会】

光ブロードバンドを利用したサービスを体験できます。

開催日 ● 10月22日(出)～23日(日)

時間 ● 午前10時～午後4時

場所 ● 千畑交流センター

【相談会】

開催日 ● 10月29日(出)～30日(日)

時間 ● 午前9時～午後4時

※30日(日)は午後3時まで

場所 ● 美郷フェスタ会場内

また、光ブロードバンドへの加入を促進するため、団体やグループなどを対象に出前講座を開いています。出前講座では、各地域の自治会や各種団体（企業や公共団体、サークルやグループなど）にブロードバンド推進協議会員が向向き、光ブロードバンドに関する説明や相談に応じます。希望する団体は協議会事務局までご連絡ください。

アンケート調査を実施しています

加入促進活動の一環としてアンケート調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

【美郷町ブロードバンド推進協議会の活動について】

事務局 ☎0187(84)4901（町企画財政課内）

【フレッツ光サービスの詳細・お申し込みについて】

NTT東日本秋田 県南支店 ☎0120(63)8841（平日の9:00～17:30）

NTT東日本秋田ホームページ <http://www.ntt-east.co.jp/akita/>

問い合わせ

「フレッツ光」はじめてみませんか？

～フレッツ光の魅力 その1～  
(インターネット接続サービス)

**超高速・大容量**

**速い**

ADSL

ちょっと重くて キツイな～

軽自動車4人乗り

フレッツ光は  
超高速で大勢運べる  
「ジャンボジェット機」

だから

動画もスムーズ!  
大容量のダウンロードもサクサク!

お知らせ

11月号では  
フレッツ光の  
「安心・安全」  
をご紹介します

「フレッツ光」とは、「フレッツ光ライト」、「フレッツ光ネクスト」および「Bフレッツ」（いずれもインターネット接続サービス）の総称です。インターネットのご利用には、フレッツ光の契約に加え、プロバイダとの契約が必要です（別途月額利用料等がかかります）。弊社の設備状況などによりサービスのご利用をお待ちいただくいたり、サービスをご利用いただけない場合がございます。

お問い合わせ先 NTT東日本秋田支店 **0120-116-116** 9時～21時 年末年始を除く

## 10月31日(月)は町県民税3期、 国民健康保険税4期、後期高齢者医療保険料4期の納期限です

### ■各税・保険料の納期限(口座振替日)

項目	納期限(口座振替日)	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	
町県民税(普通徴収)			1期		2期		3期	
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	
固定資産税		1期		2期		3期		
軽自動車税		全期	<b>納め忘れはありませんか?</b>					

■次の税や使用料などの納付には、口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

■口座振替を希望する方は、次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関届出印が必要です。

#### 口座振替のメリット

支払いに向く手間が省けます  
支払い忘れがなくなります  
支払い用紙の紛失も心配なくなります  
手数料はかかりません

#### 納付が困難なときは、ご相談ください

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず早めにご相談ください。分割して納める方法や、場合によっては減免制度が適用になることもあります。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

## 中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ 10月から「子ども手当」の制度が変わります

引き続き子ども手当を受給するには、改めて申請をする必要があります。9月末現在の受給対象者(公務員の方を除く)には認定請求書を送付していますので、必要事項を記入して、申請手続きをしてください。

※公務員の方は勤務先に申請してください。

### ■支給額(子ども一人につき月額)

- ・0歳～3歳未満(一律) 15,000円
- ・3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円
- ・3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円
- ・中学生(一律) 10,000円

### ■支給時期

- ・平成24年2月(10月分～平成24年1月分)
- ・平成24年6月(平成24年2月・3月分)

### ■出生または美郷町に転入した方へ

出生の場合は、出生日の翌日から15日以内に申請してください。転入の場合は、前住所地から転出した日(転出予定日)の翌日から15日以内に申請してください。

申請が遅れると、手当を受給できない月が発生する場合があります。

問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1505)